



低所得の子育て世帯生活支援特別給付金 **(ひとり親世帯分) の給付を開始します。**

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、国は低所得の子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金を支給することを3月23日に閣議決定しました。

その後、国から4月7日付で「低所得のひとり親世帯に対する生活支援特別給付金」にかかる実施通知がありましたので、本市においても速やかに事業開始し、下記のとおり5月11日から給付を開始いたします。

■給付対象

以下の①～③のいずれかに該当する方

- ①令和3年4月分の児童扶養手当が支給される方
- ②公的年金等を受給しており、令和3年4月分の児童扶養手当の支給が全額停止される方、または、過去に認定を受けていたら令和3年4月分の児童扶養手当の全部または一部が支給停止になっていたと推測される方
- ③新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当の受給水準となっている方

■給付額

児童1人当たり一律5万円

■申請手続

給付対象①に該当する方は申請不要です。令和3年4月21日（水）頃に給付案内通知を発送する予定です。給付金を希望されない場合は令和3年4月23日（金）までに受給拒否の届出書を子育て支援課へ提出していただく必要があります。届出用紙は、市ホームページからダウンロード、または、子育て支援課で配布いたします。
給付対象②または③に該当する方は申請が必要となります。

■申請受付期間

令和3年5月11日（火）～令和4年2月28日（月）
午前8時30分～午後5時15分（土日祝除く）

- 申請窓口 子育て支援課（桐生市保健福祉会館）、各支所
- 給付方法 児童扶養手当を支給している口座または指定口座に振込み
- 給付時期 上記給付対象①の方は、5月11日の振込を予定
上記給付対象②③の方は、申請内容を審査後6月以降順次振込
（※お振込みの前に給付決定通知をお送りいたします。）
- 参考資料 桐生市ホームページ
<https://www.city.kiryu.lg.jp/kosodate/1009667/boshi/1018778.html>



- その他の低所得の子育て世帯（「ふたり親世帯」）への給付について
「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金」のうち、住民税非課税世帯を対象とする「その他の低所得の子育て世帯」への給付金については、現在国において具体的な制度を検討中であるため、詳細が示され次第検討を進め、別途お知らせします。

【問い合わせ】

子どもすこやか部子育て支援課子育て支援係
担当 中鉢 TEL 0277-47-1150